

# 都市建設常任委員会会議記録

日 時 平成31年1月10日(木曜日)

午後 1時31分 開議

場 所 水戸市議会 第5委員会室

午後 2時14分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 報告事項

① 「ゾーン30」について (道路管理課)

② 市営河和田住宅(8期)建替に伴う入居者の公募について (住宅政策課)

(2) その他

2 出席委員(6名)

委員長	黒木	勇君	副委員長	大津	亮一君
委員	中庭	次男君	委員	飯田	正美君
委員	村田	進洋君	委員	松本	勝久君

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(なし)

5 説明のため出席した者の職、氏名

建設部長	猿田	佳三君	建設部技監	渡邊	雅之君
建設部技監兼 建築課長	小林	幸夫君	建設計画課長	大森	幹司君
道路管理課長	有金	正義君	道路建設課長	安達	茂君
生活道路整備 課長	川又	弘一君	河川都市排水 課長	三村	隆君
土木補修事務 所長	大山	裕己君	内原建設事務 所長	谷萩	幸治君
都市計画部長	高橋	涼君	都市計画部 副部長	川崎	洋幸君
都市計画部技監兼 市街地整備課長	坪	貴之君	都市計画部技監兼 住宅政策課長	木村	勤君
都市計画部技監兼 泉町周辺地区 開発事務所長	加藤	久人君	都市計画課長	黒澤	純一郎君
建築指導課長	井原	孝志君	公園緑地課長	上田	航君
下水道部長	白田	敏範君	下水道部副部長	弓野	憲一君

下水道管理課長 鬼 澤 英 一 君 下水道整備課長 松 葉 光 隆 君

下水道施設  
管理事務所長 渡 邊 裕 寿 君

6 事務局職員出席者

議事係長 網 島 卓 也 君 書記 武 田 侑 未 子 君

午後 1時31分 開議

○黒木委員長 御苦労さまでございます。今年も昨年同様よろしくお願いいたします。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから都市建設委員会を開会いたします。

この際、去る12月19日に御逝去されました高橋丈夫委員には、ここに謹んで御冥福をお祈り申し上げ、委員会として哀悼の意を表したいと思っております。

それでは、故高橋丈夫委員のみたまに対し、謹んで黙禱をささげたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○事務局 御起立願います。

黙禱願います。

[黙禱]

○事務局 黙禱を終わります。

御着席ください。

○黒木委員長 それではこの際、御報告いたします。

本日、一般傍聴人1名がお見えになりますので、よろしくお願いいたします。

[傍聴人入室]

○黒木委員長 それでは、これより議事に入ります。

初めに、報告事項の説明を行います。

それでは、「ゾーン30」について、執行部から説明を願います。

有金道路管理課長。

○有金道路管理課長 それでは、道路管理課から「ゾーン30」について、御説明いたします。

お手元の道路管理課提出の資料をごらんください。

まず、ゾーン30の概要ですが、国では市街地等における生活道路や通学路の安全を確保し、歩行者や自転車の安全確保を最優先とするためにゾーン30の整備を進めており、市では、水戸警察署と連携し、通過交通や速度抑制が必要な区域に対して、最高速度30キロメートル毎時の速度規制や、各種交通安全対策を実施していくものでございます。

次に、区域設定の要件でございますが、市街地で生活道路が集積している区域であること、自動車の通行よりも歩行者や自転車の安全が優先されるべき区域であること、また、抜け道として通行するような通過交通の抑制や速度の抑制が必要と認められる区域であることとしております。

次に、今までの整備状況でございますが、水戸警察署管内では、平成24年度から整備を行っておりまして、平成24年度に城東地区、平成25年度には浜田地区、平成26年度には吉沢・吉田地区、平成27年度には新荘・常磐地区、平成28年度には緑岡地区を整備しております。今年度整備する梅が丘地区につきましては、平成29年度に引き続いての整備となっております。

この整備区域の設定につきましては、水戸警察署が茨城県公安委員会に上申して決定を受けたものでございます。

整備につきましては、水戸警察署で行う整備といたしまして、30キロメートル毎時の速度規制標識と、

ゾーン30という路面標示の設置を行います。水戸市が行う整備といたしまして、区画線や路肩カラーの設置、立体減速表示シートやスクールゾーンの路面標示を行います。

次に、2枚目の整備計画図をごらんください。

梅が丘地区の整備計画図でございます。

図面の上が北になります。図面中央の梅が丘小学校を中心に、北側のJR常磐線、南側の主要地方道水戸岩間線に挟まれたA、B、C、Dの4ブロックのクリーム色に着色されている部分がゾーン30の指定区域でございます。

赤紫色の線は、梅が丘小学校の主要な通学路を示しております。

通学路に沿った灰色の線につきましては、昨年度、市が整備した路側帯と路肩のカラー舗装の設置箇所でございます。

AブロックとCブロックの白抜きの丸印で示しております箇所は、速度抑制のために立体減速表示シートを設置した箇所でございます。

図の右下に参考図を示しておりますが、路面に視覚的に立体に見える標示を行い、交差点付近の減速を促すものでございます。

灰色と茶色に塗りつぶした丸印につきましては、水戸警察署にて設置いたします30キロメートル毎時の規制標識とゾーン30の路面標示の位置で、灰色が平成29年度、茶色が今年度の設置位置となります。

今年度、水戸市で施工いたしますのは、Cブロック南側の、緑色で着色しておりますスクールゾーンの路面標示のみとなりまして、防災・危機管理課にて施工する計画となっております。

資料の説明は、以上でございます。

また、この案件につきましては、本日、総務環境委員会、文教福祉委員会で同様の報告をしております。

よろしく願いいたします。

○黒木委員長 この際、御報告いたします。

一般傍聴人1名がお見えになりますので、よろしく願いいたします。

〔傍聴人入室〕

○黒木委員長 それでは、内容について、何か御質問等ございましたら発言をお願いします。

松本委員。

○松本委員 30キロメートル毎時にするということはわかるんですけども、私はもう既に整備が終わっている地域にいるものですから、標示のあるところを通る場合はあるんですけども、入り口とか、あるいは中間に、その路面には標示が書いてあるんだろうと思うんだけど、スクールゾーンにゾーン30の標識というのは立ってますか。これまでの中で。

ちょっと、見かけたことがないので、グリーンに染まって端がこうなっているのはわかるんですけど、吉沢学区とか、吉田学区などの通学路は、そんなふうになってるところがありますよね。そういう場所の立て看板の標識、駐車禁止とか、例えば、一般道の場合は普通何キロメートル規制とかってあるでしょう。これもそんなふうになっていますか。

○黒木委員長 有金課長。

○有金道路管理課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

区域内では、30キロメートル毎時のオレンジ色の速度路面標示と、規制の標識も設置しております。

途中の交差点付近には30キロメートル毎時の規制看板を設置しまして、その下に区域内という看板を設置しております。

○松本委員 はい、いいです。

○黒木委員長 ほかにございませんか。

中庭委員。

○中庭委員 私も松本委員さんの質問にちょっと関連するんですけども、この地域は、スクールゾーンに、30キロメートルの速度制限なんだという標識が、見和1丁目と見和3丁目の入り口のところにしかないということで、途中にもそういう標識をつけたらいいんじゃないかということでお願いをした経過がありましたけども、これはどうなったのかお答えいただきたいと思います。

[発言する者あり]

○黒木委員長 有金課長。

○有金道路管理課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

先ほどお答えいたしましたとおり、途中にも、交差点の付近に30キロメートル毎時のオレンジ色の路面標示と規制看板を設置して、その下に区域内というふうに表示しております。

[「場所はどこですか」と呼ぶ者あり]

○有金道路管理課長 場所につきましては、Aブロックの常磐大学から主要地方道水戸岩間線に抜ける赤塚6号線があるんですが、その途中に2カ所ほど区域内という看板を設置しております。

[発言する者あり]

○中庭委員 その赤塚6号線の場所をもうちょっと詳しく言ってくれますか。

○黒木委員長 有金課長。

○有金道路管理課長 整備計画図の常磐大学、常磐短期大学と明示されているところの南側の道路から、主要地方道水戸岩間線に抜ける真っすぐ南北に通っている道路の途中でございます。

○中庭委員 ああ、あそこね。わかりました。ありがとうございます。ぜひ、わかるように今後もよろしくお願ひしたいと思います。

○黒木委員長 飯田委員。

○飯田委員 質問としましては、この設定に必要な要件ということで、(1)から(3)までであるわけですが、これは生活道路が集積している区域とか、あとは歩行者、自転車が安全優先されるべき区域とか、速度抑制が必要と認められる区域であるとありますけれども、この3要件の全てがそろってなければ指定できないんですか。それとも1つでも2つでも要件が合えば、この区域指定ができるのかどうか、これをちょっとお尋ねしたいと思います。

○黒木委員長 有金課長。

○有金道路管理課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えいたします。

要件なんですけども、3つ全部そろってなければならないというわけではなく、要件が1つでも合えば、

警察署と市のほうで協議をいたしまして上申していく予定でございます。

○黒木委員長 飯田委員。

○飯田委員 わかりました。ありがとうございます。

今のところですね、城東地区から始まって梅が丘地区まで来ているわけですが、水戸市においてあとどれくらい整備の区域が残っているのかというのは、わかるんですか。それともそれは学区として捉えるんですか。

○黒木委員長 有金課長。

○有金道路管理課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えいたします。

今年度の施工箇所を含めました区域でいきますと8カ所になりますけれども、それ以外については、ゾーン30として適した区域が市内に何カ所あるかという正確な数字は把握しておりませんが、生活道路の安全対策、抜け道として通行する行為の抑制等で、通学路として安全対策の部分が含まれておりますので、各学校周辺におきましては、ゾーン30に適した区域と理解しております。

○黒木委員長 ほかに御質問等ございませんか。

ないようですので、次に市営河和田住宅（8期）建替に伴う入居者の公募について、執行部から説明願います。

木村技監兼住宅政策課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 それでは、市営河和田住宅（8期）建替に伴う入居者の公募について、住宅政策課提出資料により御説明させていただきます。

まず、1の公募の概要でございますが、今回公募いたしますのは、市営河和田住宅318棟。所在地は、河和田3丁目2536番地。募集戸数につきましては、既存住宅からの住みかえに対応する戸数を除いた13戸となっております。すみません、こちらの13戸という募集戸数のほうは、入居者の方から2世帯ほど辞退がありましたので、15戸に訂正していただきたいと思っております。申しわけございません。

続きまして、募集期間は1月15日から1月31日までとして、受け付けは指定管理者である茨城県住宅管理センターで行うこととしております。その後、抽選を2月13日に行い、諸手続きが完了し、4月1日から入居していただく予定となっております。

周知方法につきましては、市の掲示場へ掲示、市ホームページに掲載のほか、「広報みと」1月15日号に掲載いたします。

次に、2の住宅内容及び家賃につきまして、6階建て30戸のうち、今回募集しますのは、一般世帯用が6戸、間取り、面積は記載のとおりでございます。また、家賃につきましては世帯の所得や人数により決まっておりますので、ここではそれぞれの下限額から上限額を記載してございます。

以下、4人以上世帯用が3戸、すみません、こちらを4戸に訂正願います。単身者世帯用が3戸、こちらも4戸に訂正願います。こちらの単身者世帯用の最低家賃の設定のほうですが、2万3,600円と表示してあるところを2万3,500円に訂正していただきたいと思っております。大変申しわけございません。最後に、肢体障害者世帯用が1戸となっております。

ページを返していただきまして、2ページ上段は、募集住戸を南側から見た図でございますが、白い部分

が今回募集する住戸となっております。網掛け部分に関しては、既存住宅からの入居が決定している部屋となっております。こちらの網掛け部分の101号室、205号室が追加募集箇所となりました。

続きまして、ページの下段の所在地図になりますが、国道50号バイパスから見て東側の一角でございます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○黒木委員長 内容につきまして、御質問等がございましたら発言願います。

松本委員。

○松本委員 建てかえの戸数というのが6階建てで全部で30戸、それで、網掛けの部分が前から住んでらっしゃった方々がここにまた戻って入るということですね。ですから今回は15戸ということになるという説明を今いただきました。

そして、家賃のほうなんですけれども、例えば一般世帯用として、2万9,100円から5万7,100円という家賃設定ですね。これは、所得に応じてとか人数にもよるんだろうと思うんですけれども、所得がもっとあったとしたら、仮にだよ、これは募集の対象にはなれないということですか。

例えば、もし私ですと、所得がいっぱいあって、屋敷も全部売っちゃって、固定資産税も何にも支払わないから、市営住宅に入ろうかなと思ったとしたら、ここには応募はできないということですか。そのほうが気楽なんだよね。固定資産税とか、いろんなのを少しばかり持っていて、私の場合はもう国保は後期高齢者保険だから、そういうのに所得とか資産、プラスアルファになっていくわけでしょ、そうすると税のほうにかかってくるわけで、それなら何もないほうがいいので、要するに。

仮の話をしてるんだからね。だから高額所得者は応募の資格はないんですかと聞いているんです。高額所得者でも最高の5万7,100円を入れるんですかと、こういう質問です。イロハのイのような質問で大変申しわけないんですけど、ちょっと参考までにお聞かせいただきたいと思います。

○黒木委員長 木村技監兼住宅政策課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えします。

市営住宅の入居に関しては、先ほどのお話の中でも出ましたが、高額所得者に関しては一定の高額以上の方は入居ができないということになっております。

〔「幾ら、高額って幾ら」と呼ぶ者あり〕

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 すみません、ちょっと待ってください。

〔発言する者あり〕

○黒木委員長 木村課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 一般世帯用ということで、例えば2人で入居という場合でありますと、1人の収入が約400万円以下という対象額になっております。

〔「年収400万円が限度額ですか」と呼ぶ者あり〕

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 はい。

あと、先ほどお話があった、例えば、12月まで会社を勤めていて、全部会社を辞めたとか、そういった場合になりますと、高額所得者だとしても、そこからの申し込みということで会社を辞めたという証明書を

いただければ入居の条件対応になります。

○黒木委員長 松本委員。

○松本委員 すみません。これも余分な話ね、私は結局、ビル管理会社の法人もあるの、そこに家屋敷から全部を法人に名義変更をしちゃおうと、こう思ってるんですよ。だから、私の資産というのは何もなくなるの。だから会社に家賃を支払って、私が住んでいる形になるわけ。これってというのは、相続も代々やらなくても済むという、余分な話でごめんね。

だから参考までに聞いてみたのよ。私は法人に全部名義変更しちゃうと、会社に家賃を支払わなきゃなんねえんだから、それだったらこういうところに入ったほうがいいなとふと今思ったもので、そういう質問をしたんだけど、そうすると、仮に売っちゃえば、所得がもう来年からなくなっちゃうから、これに応募する資格があるということですか。所得が前年度にあっても、もう何もなくなっちゃうんだから。家も屋敷もなくなっちゃうんだから、自分のものは、そうすると入れるという、そういうことですね。

はい、わかりました。

○黒木委員長 ほかにございませんか。

中庭委員。

○中庭委員 幾つか質問したいと思うんですが、まず新築住宅ができるに当たって、住みかえの対象人数、要するに移転対象者の人数というのは何人いらっしゃったのかということなんです。

それから、実際にその後、新築住宅に移転できた方は何人いらっしゃるのか、お答えいただきたいと思います。

○黒木委員長 木村課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

今回、既存住宅からの住みかえの対象世帯は、25世帯46名になっております。そのうち、新築住宅への入居の世帯数が15世帯27名となっております。

以上です。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、10世帯19名の方は新築住宅に入居できなかったということになるわけですが、結局移転できずに他の公営住宅、あるいは民間住宅などに移転せざるを得なかったというのは何人だったのか、その10世帯の内訳ですね。なぜ入居できなかったのかお答えいただきたいです。

そのお答えに当たって、新築住宅に入居できる条件というのはどんなものなのかと、この2つをお聞きしたいと思います。

○黒木委員長 木村課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

新築住宅へ入居されなかった10世帯19名の内訳になりますけども、他の市営住宅のほうに1世帯、また、施設のほうに入られる方が4世帯、民間住宅のほうに引っ越される方が3世帯と、その他というのが、こちらは入居で引っ越す前にお亡くなりになられた方と、こちらからの問い合わせに関して一切対応していただいていないお宅が1戸ということになっております。



〔「新築住宅へ入居する条件は」と呼ぶ者あり〕

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 すみません。

新築住宅への住みかえの条件といたしましては、まず家賃の滞納がないこと。また家賃滞納があっても解消することによって入居の条件は可能となります。こちらは、分納誓約等している方であっても家賃滞納ということになりますので、そこも清算していただくということがまず1つ。連帯保証人を1名つけること。市税の滞納がないということ。また、入居者または同居する親族関係が暴力団員ではないということ。ペットは当然飼うことはできないという条件になっております。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 新築住宅に入居できる条件というのは、やっぱりかなり厳しいというのが今わかりました。特に、家賃滞納している場合には、分納誓約をしていても認めないということが今ありました。

それから、連帯保証人も新規に見つけなければだめだということが特にありまして、私のところにも、新築住宅に入居したいんだけど、連帯保証人がいないので何とかならないかという相談がありましたが、こういう人たちの1つの救済対策として、家賃の分納をしていけば新築住宅の入居を認めるというように改善できないかという点があるんですけども、どうでしょうか。

○黒木委員長 木村課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

家賃の滞納、分納等の方について、新築住宅にそのままの状態に住みかえということになりますと、新築住宅のほうが家賃が高額になることもありますので、そのままどんどん雪だるま式に家賃滞納額がふえていってしまうということになりますので、こちらのほうは住みかえに伴った状態で清算していただきたいと考えております。また連帯保証人の方に関してなんですけれども、今回の住みかえの対象世帯は、皆さん特に連帯保証人を新しくつけることに問題もなく、スムーズに入居の条件を満たしております。

〔発言する者あり〕

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 私には今回のこの問題について相談がありましたけども、特に、高齢者世帯、生活保護受給世帯、それからひとり親家庭などの場合、連帯保証人がなかなか見つからないというお話がありました。

国のほうからも昨年の3月31日に連帯保証人制度について、これはやめろと、削除しなさいという通達が出ました。65歳以上の高齢者世帯、生活保護受給世帯、これについて、県は連帯保証人の免除制度を設けているんですね。だから、水戸市は3年後に連帯保証人制度を見直すと言っていますけれども、当面ですね、高齢者、障害者、生活保護受給世帯については、県並みに連帯保証人を免除するという制度を実施する考えはないのかお答えいただきたい。

○黒木委員長 木村課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

本市では現在のところ、家賃の滞納等の保証のほか、滞納抑制、入居者に対する指導などの効果があるということで、連帯保証人をつけていただいております。

また、単身の入居の方や高齢者の方に関しましても、緊急時の連絡先として大切な役割を担っているとい

う状況であります。現在の制度の中では大変必要な制度ということをご認識しております。

今後は、民法改正日までに条例の見直しと、国からの通達を十分に考慮して、改正に向けて検討していくという御報告をしておりますが、こちらは以前から変わらないような状況であります。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 結局民間住宅に3世帯が入居したということでしたが、要するに新築住宅に入れずに民間住宅に入居したという方の中に、やっぱり連帯保証人の確保が難しかったと、困難だったという方がいらっしゃるわけですね。ですから、そういう点でぜひ早急な見直しを求めたいというふうに思います。

それからあとは、建てかえ計画なんですけれども、水戸市の計画では、平成44年度までに河和田住宅の建てかえが完了するという事になってるんですけども、現在、建てかえを計画している件数は、今の計画の中であと何戸、何棟が残っていて、そしてその一方で、建てかえ計画としては新築住宅の建設棟数、戸数、建てかえ完了年度というのは、平成44年度で変わらないのかお答えいただきたい。

〔「平成44年度はねえんだよな」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 木村課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

すみません、平成44年度というお答えのまま回答させていただきたいと思います。

こちらの地区におきましては、平成44年度までの計画ということで、現段階では、今後6階建て30戸と同じ規模、6棟180戸の建てかえ計画となっております。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 あと14年間も建てかえを待てないという方もいらっしゃいますので、ぜひ、建てかえ計画については、2年に1棟ずつじゃなくて、1年に1棟ずつ建設するなど、計画を前倒して、少なくともあと6年ぐらいで完成できるようにしていただきたいと思いますが、再度答弁を求めたいと思います。

○黒木委員長 木村課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

事業の計画に関しましては、要望していきながら可能な限り計画のとおり事業を進めていきたいと思っております。

〔発言する者あり〕

○黒木委員長 ほかにございませんか。

飯田委員。

○飯田委員 この募集戸数について、今日資料の訂正ということで4人以上世帯用が3戸から4戸、あと単身者世帯用が3戸から4戸と、全部で2戸ふえたんですが、これはいつの時点でふえたんですか。

あと、さっき、よく聞こえなかったんだけど、理由もお尋ねします。

○黒木委員長 木村課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えします。

当初、入居の案内をかけまして、既存住宅から住みかえる方、こちら2名の申し込みがしてあって、部屋も決まっていたんですけども、1人の方は先月、年末にお亡くなりになられたということで1部屋辞退と

いう形で、もう1つのほうは、4人以上世帯用の方に関しては、詳しい理由は大変申しわけないんですが、私どもは把握しておりませんが、こちら年末に辞退ということで報告が上がっております。

○黒木委員長 飯田委員。

○飯田委員 わかりました。

それはそれで仕方ないんですが、「広報みと」が私の手元にあるんですが、ここではやっぱり前のまま、13戸で出ていますので、今から刷り直しはできず、もう配布されていますから、これは何らかの形で、例えばホームページなどでそういったことも周知してもらったら親切なのかなと思いますので、御検討願いたいと思います。

あとは、新しい住宅ですので恐らく前回と同じぐらい、応募者の倍率が高いと思うんですが、その中で肢体障害者世帯用のところが1戸あるんですが、こちらの条件というのは障害等級1級、2級とか、どの辺までの方が肢体障害者の世帯ということになるんでしょうか。

○黒木委員長 木村課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えします。

肢体障害者世帯の入居条件といたしましては、車椅子を常時使用する方がいる2人以上の世帯というものが入居の条件となっております。

○黒木委員長 飯田委員。

○飯田委員 わかりました。

前回は317棟でしたか、そちらも1世帯あったんですか。

○黒木委員長 木村課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 すみません。前回の募集のときは、入居公募した段階ではあいていたということで、後から入居されて、今、部屋が利用されているということになります。

○黒木委員長 ほかに御質問等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようですので、次にその他に入ります。

委員より何かありましたらお願いいたします。

中庭委員。

○中庭委員 私は2つばかり質問したいんですけども、1つは、住宅明け渡しと連帯保証人への滞納家賃の請求裁判が今行われてはいますが、この結果がどうなったのかという報告がまだにないので、いつも委員会で質問すると、次回の委員会、次回の委員会と言って、ずっと次回の委員会になってるんですけども、現在の状況はどのぐらいになってるのか、すなわち連帯保証人にどのように請求したのか、その結果どうなったのか、あるいは住宅明け渡しの件ですね、私はこういうのはすべきではないと思ってるんですけども、どうなったのかお答えいただきたいというのが1点です。

2つ目は、特に市営緑岡第二住宅の裁判が続行しているということなんですけれど、どういう状況なのかお答えいただきたい。

○黒木委員長 木村課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

連帯保証人のほうの裁判の現況につきましては、現在も係争中でございます。2月には結審するかと思いますので、その段階で御報告できるのではないかと思います。

続きまして、緑岡第二住宅の件、こちらは今、御説明しました裁判中の案件と同じ物件でございます。こちらの入居者に関しては、既に御報告したとおり判決を受理しております。今後、本人との支払い方法や明け渡しについての相談をしていきたいところでございますが、入居者との連絡が途絶えてるというような状況になっております。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 私は意見だけ述べておきますけども、家賃滞納したから住宅を明け渡すと、連帯保証人についても、連帯保証人になったから裁判にかけて連帯保証人からお金をもらうというやり方は、やっぱりこれは国の通達から見てもおかしいと思うんですね。

そういう点で、私はこういう家賃滞納したから明け渡し、連帯保証人から金をもらえというやり方は、やっぱりやめるべきではないかと思います。入居者の実態に合った分割納入とかあるいは家賃の減免とか、さまざまな制度を活用して、やっぱりきちんと、住宅セーフティネットとしての役割を果たすように、これは要望しておきます。

○黒木委員長 それでは、以上でその他について、終わらせていただきます。

次に、この際、各種役員の選出についてを議題といたします。

本件につきましては、高橋委員が御逝去されたことに伴いまして、各種役員に欠員が生じたため御協議いただくものでございます。

お手元に当委員会の各種役員の一覧表を配付いたしましたので、御確認をお願いいたします。このうち、高橋委員を選出しておりました各種役員は、一般財団法人水戸市公園協会理事の1件でございます。

それでは、選出方法等につきまして、御意見等がございましたらお願いいたします。

飯田委員。

○飯田委員 指名推選でお願いしたいと思います。

○黒木委員長 ただいま飯田委員から発言がありました、指名推選の方法により行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 御異議なしと認めます。

それでは、ただいま発言されました飯田委員から、推薦する方の氏名を発表していただくことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 異議なしと発言がありました。

それでは、飯田委員から推薦する方の氏名の発表を願います。

○飯田委員 私は、大津亮一副委員長がいいと思いますので推薦いたします。

○黒木委員長 ただいま飯田委員から大津副委員長を推薦されましたが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、御異議なしと認めまして、一般財団法人水戸市公園協会理事につきましては、大津亮一副委員長を選出することといたします。

それでは、以上を持ちまして、本日の都市建設委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 2時14分 散会